令和6年（ワ）第70064号「蚊類防除用エアゾール」特許権侵害差止等請求事件 判決評釈

概要

令和7年12月17日、東京地方裁判所民事46部（高橋彩裁判長）は、大日本除蟲菊株式会社（以下「原告」）がアース製薬株式会社（以下「被告」）に対して提起した特許権侵害差止等請求事件において、原告の請求を全部棄却する判決を言い渡した。本件は、原告の「蚊がいなくなるスプレーシリーズ」の基本特許（特許第7026270号）に基づき、被告の「おすだけノーマットシリーズ」9製品の製造差止・廃棄・損害賠償（一部請求1億円）を求めたものである。[1][2][3]

裁判所は、本件特許の核心的構成要件である「付着性粒子」の記載が特許法36条6項2号の明確性要件を充足せず、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきであるとして、同法104条の3に基づき原告の権利行使を否定した。大日本除蟲菊は判決後、控訴する方針を明らかにしている。[4][5][6][1]

事件の背景

当事者と訴訟経緯

原告・大日本除蟲菊は「金鳥（キンチョー）」ブランドで知られる殺虫剤メーカーであり、被告・アース製薬は殺虫剤市場で国内トップシェアを有する企業である。原告は2024年3月1日に東京地裁に提訴し、被告製品9品目の製造・譲渡・輸出等の差止めおよび廃棄を請求した。損害賠償については、令和4年2月16日から令和6年2月15日までの期間について特許法102条2項に基づき算定した17億0215万5968円の一部として1億円を請求している。[2][6][3]

被告側の訴訟代理人は、知財訴訟の第一人者として知られる鮫島正洋弁護士らが務めた。[3]

対象特許の技術的意義

本件特許（特許第7026270号）は、蚊類が飛翔時間よりも壁面等に止まっている時間の方が長いという習性に着目し、噴射された薬剤粒子の一部を壁面等の「露出部」に付着させ、止まっている蚊類を直接防除するという技術思想に基づく発明である。従来技術が薬剤粒子を気中に長時間浮遊させることで防除効果を得ようとしていたのに対し、本件発明は「付着性粒子」と「浮遊性粒子」の2種類の粒子を形成させることで、長時間にわたる蚊類防除効果と人体・ペットへの安全性の両立を図るものとされていた。[6][7]

本件特許は、分割出願により7件が出願され、うち4件が特許として成立しており、大日本除蟲菊の製品戦略上の重要特許であった。また、第三者による特許異議申立が行われたが、特許庁はこれを退けて特許の有効性を維持していた。[8]

争点の全体像

本件の争点は大きく3つに分類される。

争点分類	具体的争点
争点1：技術的範囲の属否	噴射力（構成要件1E）、付着性粒子（同1F）、噴射量（同1G）、効果持続時間（同2A・3A）の各充足性
争点2：無効の抗弁	明確性要件違反（争点2-1、2-2）、サポート要件違反（争点2-3、2-4）、実施可能要件違反（争点2-5、2-6）、先行製品に基づく新規性・進歩性欠如（争点2-7、2-8）、先行文献に基づく進歩性欠如（争点2-9、2-10）
争点3：損害額	特許法102条2項に基づく損害額の算定

裁判所は、争点2-1（本件発明の明確性要件違反）のみを判断し、他の争点については判断しなかった。[4][6]

判決の詳細分析

明確性要件の判断枠組み

裁判所はまず、特許法36条6項2号の趣旨について、従来判例により確立された判断規範を確認した。すなわち、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合、技術的範囲が不明確となることにより第三者に不測の不利益が生じることを防止する趣旨であり、特許請求の範囲の記載のみならず、明細書の記載・図面、当業者の出願時における技術常識を基礎として、「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否か」という観点から判断されるべきとした。[9][4]

「付着性粒子」の解釈

裁判所は、構成要件1F「前記エアゾール原液は、前記噴射口から、少なくとも一部が処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する付着性粒子として噴射され」の解釈にあたり、まず特許請求の範囲の文言上、「付着性」の意義が明らかでないことを認定した。[6][4]

次に、本件明細書の記載（段落【0013】、【0046】、【0049】、【0050】）を参酌し、「付着性粒子」を次のように解釈した。[4]

> 処理空間内にエアゾール原液が噴射されて形成された薬剤粒子であって、処理空間内の露出部（床面・壁面・家具等の表面）に付着し、**時間が経過しても付着した状態を維持し、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子**

なお、原告が主張した「粒子に含まれる害虫防除成分が処理空間内で防除効果を発揮するほどには揮散しない」との限定については、本件明細書から読み取ることはできないとして退けた。[4]

不明確と判断された理由

裁判所が「付着性粒子」を不明確と結論づけた理由は、「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための**付着の程度**が明らかでないという点に集約される。具体的には、以下の3段階の検討がなされた。[6][4]

第1に、好ましい付着量の記載の不十分性。本件明細書には「付着性粒子」の好ましい付着量として「処理空間内の露出部に1m²当たり0.01〜0.4mg」との記載があるが、**付着量を確認する試験方法・測定方法等が一切記載されておらず**、特定の試験方法・測定方法等が優先日当時の技術常識であったともうかがわれないため、付着の程度を具体的に認識することができないとした。[9][4]

第2に、実施例の試験データの不十分性。明細書に記載された2つの試験—①噴射2時間後の気中残存率試験、②KT_{50}値（50%ノックダウンに要する時間）による防除効果試験—について検討した結果、裁判所は以下の点を指摘した。[9][4]

- 本件明細書自体が、薬剤粒子が露出部に付着した後に再び揮散して蚊を駆除する従来技術（【0010】）を記載しており、付着後の揮散による防除効果は優先日当時の技術常識であった
- したがって、KT_{50}値で防除効果を評価するにあたっては、露出部に付着した後に揮散した害虫防除成分の影響を考慮する必要がある
- 気中残存率試験は薬剤粒子の付着を直接示すものではなく、2時間後の気中残存率と10時間後以降の防除効果の関係は不明
- 比較例の気中残存率が実施例の気中残存率の数値範囲に含まれることの意味合いも不明
- 結局、10時間後以降のKT_{50}値が、「**露出部に付着した粒子が止まっている蚊を防除したことによるのか、付着した粒子から揮散した成分が空中の蚊を防除したことによるのか、不明**」である

第3に、その他の記載の欠如。上記以外にも、本件明細書には「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための付着の程度についての具体的記載やそれを確認する試験方法・測定方法の記載が見当たらないとした。[4]

以上を総合し、裁判所は、本件明細書の記載や優先日の技術常識を基礎として、構成要件1Fについて「当業者が理解することはできない」と結論づけ、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であると判断した。[6][4]

判断の射程

裁判所は明確性要件違反の認定のみで原告の請求を棄却し、他の争点（技術的範囲の属否、サポート要件、実施可能要件、新規性・進歩性、損害額）については判断を示さなかった。この点について、岩永弁護士は「よくあるパターンは、明確性要件はOKなんだけど、別な所でNG！で結局控訴棄却になるパターン」と指摘しており、知財高裁での審理において他の争点が改めて問題となる可能性がある。[3][4]

法曹界・知財実務界の反応

実務家の評価

本判決に対しては、複数の実務家・専門家から注目すべき見解が示されている。

弁理士法人創英（瀬良聡機弁理士） は、本判決が従来から確立された明確性要件の判断規範を維持しつつ、機能・性質で表した発明特定事項について踏み込んだ判断を行った点を評価している。特に、「時間が経過しても付着した状態を維持」という文言がクレームの発明特定事項に直接記載されていなくても、明細書を参酌してクレームの機能・性質的表現の意味内容を解釈した結果、その「程度」が不明確であるとの結論に至ったプロセスに注目し、「発明の技術的思想自体が明確であっても、機能・性質で表した発明特定事項を用いる場合は、明細書において、その程度を明らかにする結果の記載や、試験方法・測定方法を含めた記載をすることの必要性」を示唆する判決であると論じている。[4]

知財タイムズの弁理士 は、「裁判所が、登録された特許権の記載を不明確であると認定することは非常にまれであり、非常にめずらしい判決」と位置づけている。同弁理士は、特許庁と裁判所で明確性要件の判断基準が異なるように見えるが、実際には原告自身が権利範囲を限定的に解釈した（「時間が経過しても付着した状態を維持」する粒子と主張した）ことにより、その限定された解釈の中で裁判所の明確性要件が適用されたものであり、判断基準自体の乖離ではないと分析している。[6]

岩永弁護士（理系弁護士の何でもノート） は、「これで無効になったら堪らんなあ」と率直な感想を述べ、「付着性粒子」は浮遊性粒子との相対的な差で区別可能な概念であるとの見方を示している。同弁護士は、被告が粒度分布の重複を指摘したのに対し、原告がピークの違い等を根拠に明確に反論すべきであったのではないかとも指摘している。また、憲法上の明確性の基準（精神的自由に対する規制立法の明確性基準）との類似性に言及し、特許クレームの解釈と刑罰法規の解釈の共通性を指摘している点も興味深い。[3]

弁理士法人NT（中村忠則弁理士） は、クレーム用語で作用効能的な記載をする場合に、その作用機序や効果を当業者が理解できるよう丁寧に記載する必要があるという教訓を本判決から導いている。[10][9]

InterBooks は、本判決の意義を「効果的な発明を漏れなく書面に記載することの大切さを教えてくれる判決」と評し、「どの会社が測定しても同じ結果が得られる統一された測定方法まで記載する必要があった」という明細書・クレームの記載の厳格さを示す事件として位置づけている。[7]

メディアの報道

本判決は、日経新聞、毎日新聞、読売新聞、FNN、テレビ東京（WBS）等の主要メディアでも広く報道された。報道の多くは、「金鳥」対「アース製薬」という業界を代表する2社間の訴訟であること、蚊取りスプレーという身近な日用品に関する紛争であることから、一般消費者にも関心を持たれた事件として取り上げられている。[11][12][13][1][2]

西村あさひ法律事務所の分析

西村あさひ法律事務所は、2026年2月10日付のIPニューズレターで本判決の詳細な解説を発表しており、大手法律事務所としていち早く本判決の分析を公表したものとして注目される。[14]

本判決の実務的意義と評価

明細書記載への教訓

本判決が示す最も重要な教訓は、**機能的・性質的表現を用いたクレーム用語について、明細書にその「程度」を定量的に画定する手段（試験方法・測定方法）を記載することの必要性**である。[6][4]

本件では、「付着性粒子」の好ましい付着量（0.01〜0.4mg/m²）は記載されていたが、その付着量を確認するための試験方法・測定方法が記載されていなかった。これは、数値限定を伴うクレームであっても、その数値を測定・検証する方法が明細書に開示されていなければ、発明の技術的範囲が確定できない可能性を示唆するものである。[9][4]

特許庁審査との関係

本件特許は特許庁の審査において明確性要件を充足すると判断され、さらに特許異議申立においても維持されていた。それにもかかわらず、侵害訴訟において裁判所が明確性要件違反を認定したことは、実務上重要な示唆を含む。知財タイムズの弁理士が指摘するように、これは特許庁と裁判所の判断基準の乖離というよりも、**侵害訴訟における原告自身のクレーム解釈（限定解釈）が、明確性の判断を厳格化させた**側面がある。すなわち、原告が「付着性粒子」を「時間が経過しても付着状態を維持する粒子」と解釈して被告製品の充足性を主張

したことで、その「時間経過後の付着維持の程度」が明確でなければならないという論理的帰結を導いたのである。[8][6]

判決への批判的検討

本判決に対しては、肯定的評価と疑問の両面がある。

肯定的側面として、機能的クレームの外延を画定する手段（試験方法・測定方法）の明細書記載を重視する姿勢は、第三者の予測可能性を確保するという明確性要件の本質的趣旨に沿ったものといえる。特に、本件のように「付着性」という性質を発明特定事項の本質とするクレームにおいて、その性質の有無を客観的に判別する方法が開示されていなければ、第三者が自己の製品が技術的範囲に属するか否かを判断することが困難となる。[7][4]

疑問が残る側面として、岩永弁護士が指摘するように、「付着性粒子」と「浮遊性粒子」は相対的な概念であり、粒子径の分布や挙動の違いにより区別可能であるとの見方もある。本件明細書には、付着性粒子のXの90%粒子径が20〜80μmとする記載があり、これにより一定程度の客観的区別が可能であったとも考えられる。裁判所が、原告の主張する「時間が経過しても付着した状態を維持」という解釈を採用した上で、その「程度」の不明確性を問題としたが、仮に「付着性粒子」をより物理的な粒子径による定義として解釈する余地があったとすれば、異なる結論に至った可能性もある。[3]

知財高裁での審理の展望

大日本除蟲菊は控訴を表明しており、知財高裁での審理が予想される。控訴審では以下の点が注目される。[5][1]

- **明確性要件の判断の当否**：知財高裁が東京地裁の「付着性粒子」の解釈および明確性要件違反の判断を維持するか否か。特に、原告のクレーム解釈を修正し、より広義の解釈を採用する余地があるか
- **他の争点への波及**：仮に明確性要件違反が否定された場合、サポート要件、実施可能要件、新規性・進歩性、技術的範囲の属否等の判断が必要となる。岩永弁護士が指摘するように、明確性要件がOKとなっても別の争点で請求が退けられる可能性がある[3]
- **訴訟戦略の見直し**：控訴審で原告がクレーム解釈の方針を変更し、「付着性粒子」をより物理的・客観的な基準で画定する主張に切り替えるか否か

まとめ

評価項目	内容
判決結論	原告（大日本除蟲菊）の請求全部棄却
決定的争点	構成要件1F「付着性粒子」の明確性要件違反（特許法36条6項2号）

不明確の核心	「時間が経過しても付着した状態を維持」する程度の画定手段（試験方法・測定方法）の明細書記載欠如
判決の特徴	特許庁で有効と判断された登録特許を、侵害訴訟で不明確と認定した異例のケース[6]
実務的教訓	機能・性質的クレーム用語には、その程度を客観的に確認する試験方法・測定方法の明細書記載が不可欠[4][9]
今後の動向	原告は控訴方針を表明。知財高裁での審理が注目される[1]

References

1. “金鳥”VSアース製薬…蚊の駆除スプレーめぐり ... – 蚊を駆除するスプレーの特許権を侵害されたとして大日本除虫菊がアース製薬に対し製品の製造差し止めなどを求めた裁判で東京地裁は訴えを退けました。この裁判は「金鳥」ブランドで知られる大日本除虫菊が、蚊を駆除...

2. 蚊取りスプレーの特許巡る裁判で「金鳥」の大日本除虫菊が敗訴 ... – 17日の判決で東京地裁は大日本除虫菊が特許権の明細書に記載している、「付着性粒子」の定義があいまいだとして特許は無効だとし、アース製薬の商品は特 ...

3. 殺虫スプレー特許訴訟、「金鳥」側の請求棄却…東京地裁「アース製薬の特許権侵害を認めず」 – 殺虫スプレー「蚊がいなくなるスプレーシリーズ」に関する特許権を侵害されたとして、「金鳥」ブランドで知られる大日本除虫菊（大阪）がアース製薬（東京）を相手取り、商品の製造差し止めなどを求めた訴訟で、東

4. 特許 令和6年（ワ）第70064号「蚊類防除用エアゾール – 本判決は、処理空間内の露出部に薬剤粒子を付着させて蚊類を防除するという発明の技術的思想自体が明確であっても、その発明の技術的範囲が不明確になりが ...

5. 「金鳥」の訴え退ける…「蚊駆除」スプレー特許権侵害で大日本 ... – 蚊を駆除するスプレーの特許権を侵害されたとして、大日本除虫菊がアース製薬に対し製品の製造差し止めなどを求めた裁判で、東京地裁は訴えを退けました。この裁判は、「金鳥」ブランドで知られる大日本除虫菊が、蚊...

6. 明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫スプレーの ... – 2025年12月17日、特許権侵害訴訟において、東京地裁は、原告の特許権は権利範囲が不明確であるため、権利行使は認められない、とする判決を言い渡し ...

7. 大日本除虫が蚊スプレー特許権侵害でアース製薬したが敗訴 – 「金鳥」で有名な大日本除虫菊がアース製薬に対して、特許権侵害として製品の製造差し止め等を請求していた訴訟で、大日本除虫菊（原告）の請求は棄却されました。 □大日本除虫菊：「蚊がいなくなるスプレー」（こ...

8. 蚊を撃退するスプレーで特許権侵害訴訟！「キンチョー」が ... - キンチョー、アース製薬を特許権侵害で提訴！蚊よけスプレーで争いが勃発。キンチョーは、アース製薬の「おすだけノーマット」が自社の特許を侵害しているとして訴訟を起こしました。特許は、蚊が壁などに止まってい...

9. 明確性違反 - 弁理士法人NT - 今回は、「付着性粒子」との用語が不明確であるとため、非侵害と判断された事例を紹介します（令和6年（ワ）第70064号 特許権侵害差止等請求事件）。特に ...

10. 明確性違反｜弁理士中村忠則 - note - 「付着性粒子」との用語が不明確であるため、非侵害と判断された事例を紹介します（令和6年（ワ）第70064号 特許権侵害差止等請求事件）。 特にクレームの用語 ...

11. アース製薬が「金鳥」に勝訴 蚊とりスプレーの特許権侵害認めず - 蚊を駆除するスプレーの特許権を侵害されたとして、「金鳥」ブランドで知られる大日本除虫菊（大阪市）が、アース製薬（東京都）に「おすだけノーマット」シリーズの9商品の製造差し止めなどを求めた訴訟の判決で、...

12. 蚊取りスプレー「金鳥」の特許無効、アース製薬が勝訴 東京地裁判決 - 高橋裁判長は判決理由で、同社が特許出願した際の請求範囲の記載が「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確だ」と指摘し、特許権を行使できないと結論 ...

13. 殺虫スプレー特許訴訟、「金鳥」側の請求棄却…東京地裁「アース製薬の特許権侵害を認めず」 - 【読売新聞】 殺虫スプレー「蚊がいなくなるスプレーシリーズ」に関する特許権を侵害されたとして、「金鳥」ブランドで知られる大日本除虫菊（大阪）がアース製薬（東京）を相手取り、商品の製造差し止めなどを求め...

14. 及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した事例 ... - 「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した事例（東京地方裁判所令和7年12月17日判決）.